

第2回木曾地域の保護林設定検討部会

会 議 次 第

平成27年12月2日 13:30～

中部森林管理局大会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 木曾地域における新たな保護林の設定検討について

ア 新たな保護林設定の考え方(案)

イ 保護林管理方針書(案)

(2) その他

4 閉 会

木曽地域の保護林設定検討部会

委員名簿

所 属 等	氏 名	
中津川市 市長	青山 節児	(欠)
中日新聞社 論説委員	飯尾 歩	(欠)
池田木材株式会社 代表取締役社長	池田 聡寿	
信州大学農学部 教授	植木 達人	
和歌山大学観光学部 教授	大浦 由美	
鳥取大学農学部附属フィールドサイエンスセンター教授	大住 克博	(欠)
信州大学農学部 教授	岡野 哲郎	
東京農業大学短期大学部 助教	下嶋 聖	
国立研究開発法人森林総合研究所四国支所 産学官連携推進調整監	杉田 久志	
上松町 町長	田上 正男	
木曽官材市売協同組合 理事長	野村 弘	
付知町まちづくり協議会 会長	早川 正人	(欠)
信濃毎日新聞社 編集委員	増田 今雄	
岡山大学 理事・副学長	山本 進一	
東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	山本 博一	(欠)
公益財団法人日本自然保護協会 参事	横山 隆一	

※五十音順 敬称は略させていただきます。

配席図

座長

荷物置き場

マイク席

すぎた ひさしいいん 杉田 久志委員 (国立研究開発法人森林総合研究所 四国支所 産学官連携推進調整室)
たうえ まさおいいん 田上 正男委員 (上松町長)
のむら ひろむいいん 野村 弘委員 (木曾官材市売協同組合 理事長)
ますだ いまおいいん 増田 今雄委員 (信濃毎日新聞社 編集委員)
やまもと しんいちいいん 山本 進一委員 (岡山大学 理事・副学長)
ぶこやま りゅういちいいん 横山 隆一委員 (公財)日本自然保護協会 参事)

荷物置き場

マイク席

しもじま ひじり いいん 下嶋 聖委員 (東京農業大学 助教)
おかの てつろういいん 岡野 哲朗委員 (信州大学 教授)
おおらら ゆみいいん 大浦 由美委員 (和歌山大学 准教授)
うえき たつひといいん 植木 達人委員 (信州大学 教授)
いけだ そうじゅいいん 池田 聡寿委員 (株)池田木材 代表取締役社長)

企画調整課長	技術普及課長	資源活用課長	森林整備課長	森林整備部長	計画保全部長	計画課長	保全課長	企画官 (森林資源評価)
--------	--------	--------	--------	--------	--------	------	------	-----------------

木曾森林ふれあい センター所長	森林技術・支援 センター所長	東濃森林管理署長	南木曾支署長	企画官 (供給戦略)	木曾森林管理署長	計画調整官	生態系保全係長	流域管理指導官
--------------------	-------------------	----------	--------	---------------	----------	-------	---------	---------

局署職員席						経営計画官	経営計画官	森林施業調整官
-------	--	--	--	--	--	-------	-------	---------

出入口

傍聴席				報道席			
-----	--	--	--	-----	--	--	--

第2回木曽地域の保護林設定検討部会

配付資料一覧

議事次第

木曽地域の保護林設定検討部会 委員名簿

配席表

- 資料1 木曽地域の保護林設定に関する意見の概要
- 資料2 木曽地域の保護林設定に当たっての検討体制
- 資料3 新たな保護林設定の考え方（案）
- 資料4 木曽生物群集保護林管理方針書（案）
- 資料5 木曽生物群集保護林設定後の検討体制（案）

参考資料1 保護林制度の改正についての林野庁長官通知

参考資料2 中部森林管理局保護林管理委員会 運営要領

参考資料3 木曽地域の保護林設定検討部会の運営について

木曽地域の保護林設定に関する意見等の概要

1 管理体制について

- ・ 「保護林管理委員会」と「木曽地域の保護林設定検討部会」の機能区分、留意点が整理されていないため、保護林を設定した後に行うモニタリングや中身の検討をどこで誰が議論していくのか分からない。
- ・ きちんとフレームを決めて行わないと、せっかく保護林制度を改正して管理体制を再構築したのに、木曽悠久の森の取組と保護林の管理が統制できない状況になるおそれがある。
- ・ 林野庁との調整という規定があり、この部分で悠久の森管理委員会の判断が覆される可能性がある。そのためには保護林内での管理、モニタリングに関するイニシアチブを木曽悠久の森管理委員会が握れるよう、制度上の担保をしっかりと取っておくことが必要。
- ・ せっかくの悠久の森であり、保護林再編の原動力の現場なので、腰が引けては意味がない。組織も人も、固定観念から脱却する機会とすべき。
- ・ 局の保護林管理委員会－木曽の保護林設定検討部会－木曽悠久の森管理委員会－保護林復元部会という、四つの機構の関係が不明確。
- ・ 「保護林管理委員会」（部会を含む）と「木曽悠久の森管理委員会」（部会を含む）の役割分担がいまだ不明確。保護林の設定に関し、木曽悠久の森管理委員会から中部森林管理局长へ報告する流れを加えてほしい。

2 新たな保護林設定について

(1) 保護林制度と木曽悠久の森の取組における森林の取扱い方針の相違

- ・ 今回保護林制度が 25 年ぶりに改正されたポイントは「復元」の概念を入れたこと。先ずは、木曽悠久の森を全て生物群集保護林にして、森林生態系保護地域との違いを見せて行くようにしたらどうか。
- ・ 今回改正された保護林制度と木曽悠久の森のゾーニングの考え方が合致していない。保護林から外さざるを得ない部分や虫食いの的に抜けてしまう部分が生じることによって、木曽悠久の森の設定意義を見失うことのないようにして欲しい。
- ・ 保護林制度の長官通達では、「天然林は原則人為を加えずに」とあり、保護林にするとかなり厳しい制約が課されるようになると読める。何が出来るのかといった具体的な議論をした上で、保護林の設定を考える必要がある。
- ・ 森林を育て、活用していくことが木曽地域の使命。木曽悠久の森の緩衝地域については適切な森林施業も大事ではないか。
- ・ 間伐だけでなく下層木を何度も伐るといふ人の手が加わったことにより、赤沢の美林がある。保護林を全く設定せずに木曽悠久の森の取組のみを独自にやっていくという考えもあるのではないか。
- ・ 最終的には提示された検討素案のゾーニングにするのが妥当ではないか。
- ・ 森林資源利用部会では特殊用材の要望に対する対応を検討し、森林総合利用・地域振興部会ではレクの森としての利用を追求している。他の二つの部会で検討される可能性のある地域はすべて保護林から外さなければ自立性が保てなくなる。
- ・ 保護林にしてしまうと「悠久の森」で議論したことができなくなる懸念がある。

- 新たな保護林制度の通知を機械的に読み取って保護林の概念を絞るのではなく、柔軟に解釈すべき。
- 保護林に設定された場合にどのような制約が課されるかが明確に示されていないため、今後議論の余地のない区域に限定して保護林の区域を設定すべき（例えば、北沢は現時点では保護林の区域から外すべき）。様々な立場の委員の意見を十分に聞いた上での判断が必要。
- 新保護林の保存地区が保護林のバッファに囲まれない場合において、保存地区の境界部外側の林分が緩衝の役割を果たすための担保措置を示すことが必要。

(2) 復元の概念（復元の活動でできること）について

- 復元の過程でかなり自由度が高いことができるはず。国際的な保護地域のトレンドも「修復」に焦点が当てられている。生物群集保護林のモデルを中部森林管理局で示していけるようにすればいい。
- 分収育林で復元のための、自然林に戻すための皆伐があってもよいと思う。
- 国民参加による復元があってもよいと思う。
- 復元の技術はまだ確立していない。100年先、200年先に技術が確立してくることを見込んでこの壮大なプロジェクトを進めていけばよいと思う。
- 間伐だけでなく、下層木を何度も伐るという人の手が加わったことにより赤沢の美林がある。
- 生物群集保護林での「復元」は、その群集が生態系として自立できるようにするのが原則。生態系を元にあった姿に戻す「復元」と景色の「修景」はかなり違う。
- 核心地域（コアb）については、温帯性針葉樹林の復元を図るに当たり、目標とする森林の姿についても、あらかじめ合意形成を図っておく必要がある。
- 木曾悠久の森を使って、生物群集保護林のモデルを作るのではなかったか。
- 生物群集保護林をどう活かすか、生物群集保護林というものをどういうものにしていくかについて、攻めの姿勢を感じられない。

(3) レク森と保護林の重複、新たな保護林としない既存の保護林

- レクリエーションの森の区域を狭めることには慎重でありたいと思うが、千本立や奥千本については健全性を保つ必要がある。今回は赤沢のレク森を保護林から外すとしても、将来に向けて地元と意見交換をしていくとよい。
- 赤沢自然休養林のレク森の活用は地域として大変重要なこと。
- 既存の保護林を廃止することで生じるリスクをどのように考えているのか。
- 生物群集保護林からレクリエーションの森を単に既存の内規を理由にしてはずしたり、木曾悠久の森エリアの外にある大径ヒノキの保護林は、この生物群集保護林への集約対象外に機械的になされているように見える。通達等にかかれていないこと、禁止事項にもなされていないことが、自動的に行われている。機械的な範囲取りや対処ではなく、将来のイメージ、そこに達するための計画と照らし合わせながらの範囲取りが必要なのではないか。レクリエーションの森も、持つべき機能と内容は、時代の変化・進化に合わせて変化が求められているものであることから、保護林の変化に沿わせ、観光に利活用するにしてもより現代的な観点を付加するように取り扱っていくものではないか。
- 地域住民等から理解が得られるのであれば、レク森だから一律に保護林では駄目という

ことはないのではないか。

- 国立公園の特別保護地区にも観光客を入れている。保護林とレク森という二分論にすべきではない。
- 助六風景林の指定を解除し保護林とした場合、将来の利用の足かせにならないか。
- 新たな保護林からレク森を外すのであれば、今後の利用のあり方を検討していく行程を示し、その後に保護林の最外郭の見直しを検討するという「付帯決議」のようなものをしてはいかがか。
- 新たな保護林とならない取組区域内にある既存の保護林について、保護林にしないで「同様の取扱いとする」というのならば、その担保を示す必要。

(4) 分収造林、分収育林の取扱い

- 分収造林、分収育林であっても、収穫後の取り扱いが復元・修復に沿ったものであれば、復元を目標とした保護林に含まれていること自体は問題ないと思う。
- 将来の姿に基づいて保護林にするという考えで、分収育林も保護林に設定してもよいではないか。
- 生物群集保護林の規模は 1000ha 以上。分収育林など、保護林として不適切なところがあれば除くことも一案ではないか。どこまで保護林として許容できるか見極めが必要。

3 その他

(1) 木曽悠久の森とその外側との関係

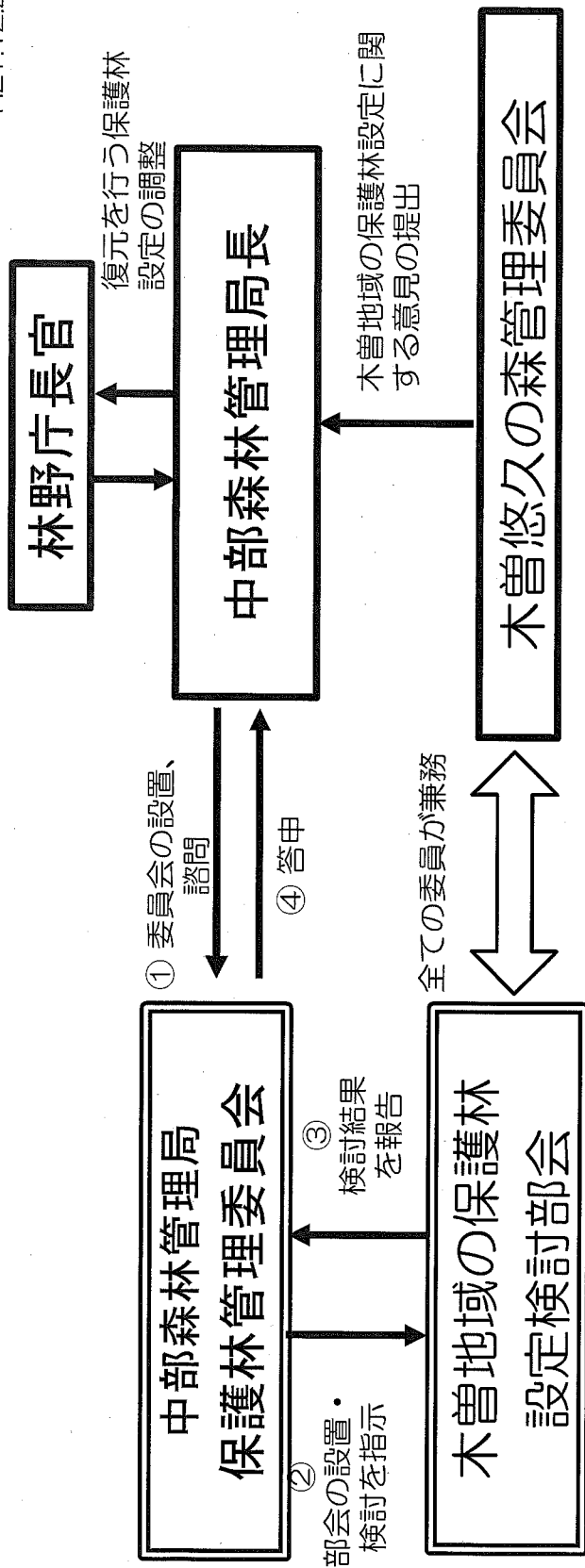
- 一定エリアの内側と外側で明確に取り扱いが変わるようなものではなく、なだらかなグラデュエーションをもつ範囲取りが望まれる。地域全体のことから特殊な取り扱いを必要とする部分に至るトータルに説明可能なゾーニングとなるよう、この保護林設定の機会を利用してはどうか。
- 木曽悠久の森とその外側との関係をどうするのか。持続的な林業と生物多様性の保全の両立について面的なイメージも議論する必要。
- 木曽悠久の森の中と外で森林の取扱いが違うとなると乖離が大きくなっていくのではないか。

(2) 木曽悠久の森の価値

- 林業が健全に保たれているからこそ、木曽悠久の森の価値があることを打ち出したらどうか。
- 木曽悠久の森の価値は人との関わりを重視するのではなく、世界的にも希少となっている温帯性針葉樹林を復元していくことにあると理解している。
- 色々な価値観や地域の文化・歴史も織り込んでいけるようにしたい。木曽悠久の森の取扱いを無理して保護林制度に合わせる必要はないと思う。

木曽地域の保護林の設定に当たっての検討体制

H27.12.2



【役割分担】

- 保護林管理委員会 中部森林管理局管内における、保護林の設定・管理・モニタリングに関する事項、保護林に関連する生物多様性に関する事項について検討し、森林管理局長へ意見を提出する。
- 木曽地域の保護林設定検討部会 木曽地域における保護林の設定・変更・廃止について検討（保護林管理方針書(案)の作成）し、その結果を保護林管理委員会へ報告する。
- 木曽悠久の森管理委員会 「森林生物多様性復元地域（木曽悠久の森）」における、具体的な森林の取扱い方針やモニタリングの内容、長期にわたる取組を進める中で生じる様々な事案について、意見調整や分析・討議等を行い、森林管理局長へ意見を提出する。

1 基本的な考え方

- 木曽悠久の森の取組の着実な推進に資するよう、改正された保護林設定管理要領（林野庁長官通知）に基づき、世界的に分布が局限されている木曽ヒノキ等の温帯性針葉樹林を保存・復元することを目的として保護林を設定する。
- 新設する保護林は、木曽悠久の森の区域内を検討対象とする。
- 木曽悠久の森の区域内の取扱いは、保護林の設定如何に拘わらず、木曽悠久の森管理委員会で検討されてきた考え方を変更しない。
- 木曽悠久の森の理念を貫徹し難いところについては、保護林制度の外で適切な管理を行うこととする。
- 保護林の設定に当たっては、保護林として設定できるところから始め、今後、地域関係者等の合意を図りつつ、必要に応じて区域の見直しを検討する。

2 保護林の種類

- 既設の保護林は、全て廃止し、新たな保護林の種類・区域を検討する。
- 新設する保護林の種類は、「復元」の取組ができるようにするため、「生物群集保護林」とする。
- 保護林の名称は「木曽生物群集保護林」（仮称）とする。
- 新設する保護林に包含されない既設の保護林（東俣木曽五木植物群落保護林、カラ沢ヒノキ植物群落保護林、赤沢ヒノキ等林木遺伝資源保存林）は、保護林とはしないが、引き続き、現在と同様の森林の取り扱いとする。

3 保護林の区域

- 新設する生物群集保護林の保存地区は木曽悠久の森の核心地域（コアa）と、同保全利用地区は木曽悠久の森の核心地域（コアb）と、それぞれ一致させることを基本とする。
- 木曽悠久の森の地帯区分は、新設する保護林と整合させるための変更はしない。
- 木曽悠久の森の緩衝地域（バッファ）は、森林施業上の特別な配慮をしつつも、天然林への移行を目指さない施業を行うことも予定しているため、保護林の区域としない。
- 新設する生物群集保護林の保存地区で保全利用地区で囲まれていない箇所については、隣接する森林や木曽悠久の森の緩衝地域によって外部からの影響が及ばないと考えられる。
（長官通知において、「森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができる」とされている。）
- 分収育林と分収造林は、契約に基づく皆伐を予定しているため、保護林の区域としない。ただし、契約満了後（皆伐後）に、保護林として追加指定する方向で検討する。
- レクリエーションの森は、国民の保健休養のための利用に供する森林であるため、保護林の区域としない。ただし、今後、木曽悠久の森管理委員会の「森林総合

利用・地域振興専門部会」での議論や、地域関係者等の意見を踏まえ、必要に応じてレクリエーションの森と保護林の区域の見直しを検討する。

- 赤沢自然休養林内の千本立、奥千本地区などの特別な地区への観光客の入り込みについては、新たに厳格なルールを設ける方向とする。新たなルールについては、木曾悠久の森管理委員会の「森林総合利用・地域振興専門部会」で検討し、地元自治体や当該レク森に関係する団体（赤沢渓谷を美しくする保護管理協議会など）等との合意の下、適切なレクリエーション利用の仕組みを構築していくことを目指す。
- 赤沢自然休養林に隣接する100林班（22.26ha）は、天然更新技術の観察や教育効果が高いことなどから、今後、レクリエーションの森として設定のうえ施設整備することを見込み、保護林の区域にしない。
- 助六風景林は、レクリエーションの森としての指定を解除することを予定し、保護林として設定する。
- 国民参加の森づくりのためのフィールドの提供箇所として既に設定されている区域は、林業体験等を優先して行う場所として利用する森林であるため、保護林の区域にしない。ただし、林業体験等による森林施業であって「復元」に相当するものは、「復元計画」に位置づけて実施できるようにする。

木曽生物群集保護林管理方針書（案）

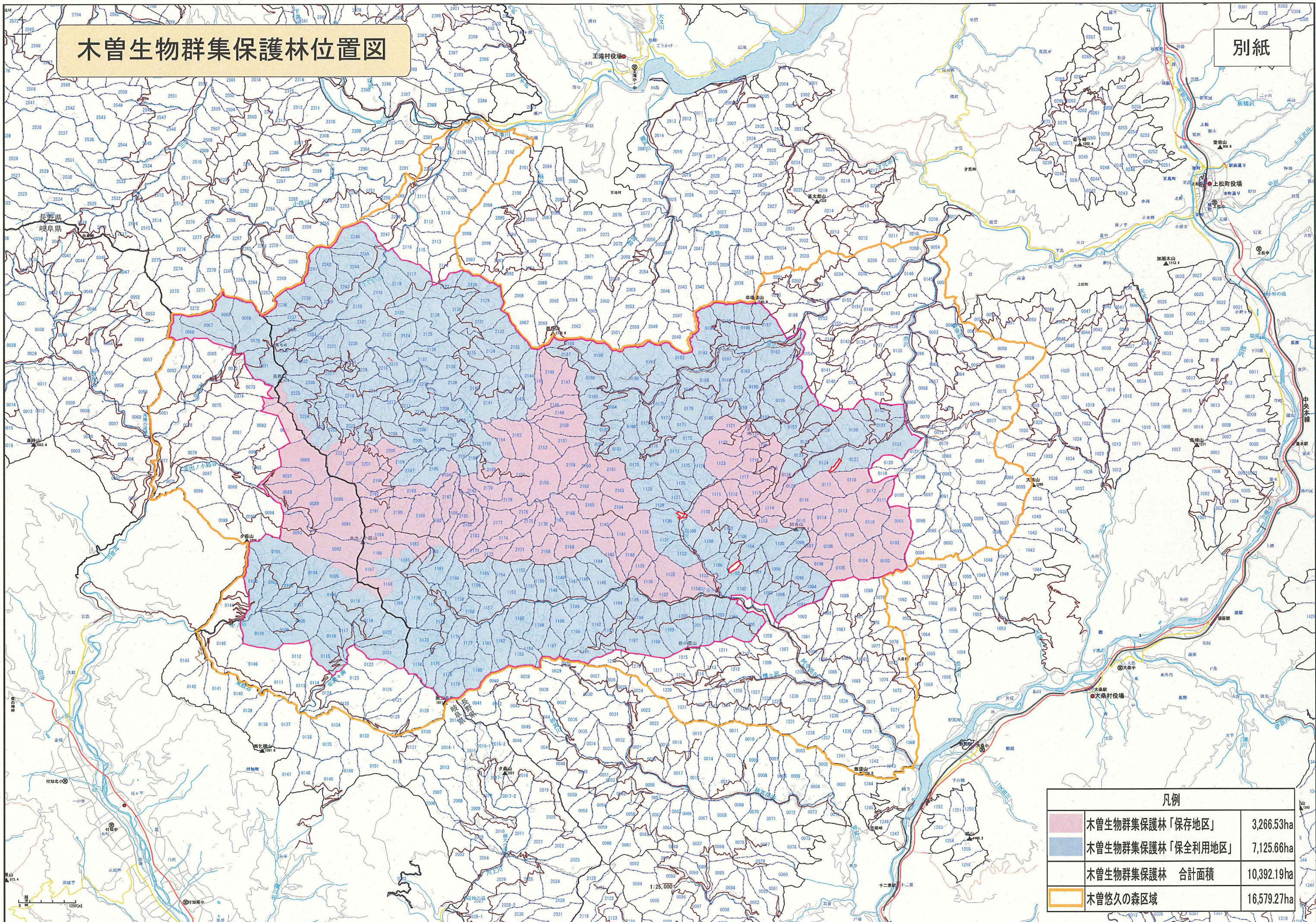
名 称	木曽生物群集保護林			
面 積	保存地区	3,266.53 ha	設定年月日	平成28年 4月 1日
	保全利用地区	7,125.66 ha	変更年月日	
	計	10,392.19 ha		
位置及び区域 （森林生態系 保護地域及び 生物群集保護 林においては 保存地区、保 全利用地区そ れぞれの位置 及び区域）	森林管理署	木曽森林管理署、南木曽支署 東濃森林管理署		
	所在市町村	長野県木曽郡王滝村、上松町、大桑村 岐阜県中津川市		
	保護林の位置			
	【保存地区】			
	木曽森林管理署（2,023.09 ha） 小川入国有林 101～118、125ろ～ほ・イ、126は～ち・イ、王滝国有林 2145～2154、 2156い・に、2157～2179、2182～2194、2198、2199い・ろ・は、2200い・ろ・は、2201、 2202、2221い～に・へ・イ、2222い・ろ・れ、2223り・れ、2224い・た、2225ほ・ち林小班 南木曽支署（780.38 ha） 阿寺国有林 1110～1112、1113い～ほ、1114～1123、1133～1143、1162い、1163、1164、 1165ろ・と、1166ろ、1167ろ、1168は 林小班 東濃森林管理署（463.06 ha） 加子母裏木曽国有林 73ろ、74た、82いの一部、83いの一部、86～93林小班 付知裏木曽国有林 105は、106ほ、118ほ林小班			
	【保全利用地区】			
	木曽森林管理署（3,926.10 ha） 小川入国有林 122い・イ、123、124ろ～へ、125い、126い・ろ、127～130、131い ～は、132い、155～197林小班 王滝国有林 2117～2144、2155、2156ろ・は、2180、 2181、2195～2197、2199に～り、2200に・ほ、2203～2220、2221ほ、2222は～た・そ、 2223い～ち・ぬ～た・そ～ね、2224ろ～よ・れ、2225い～に・へ・と・り～れ、2226～2246 林小班 南木曽支署（2,279.24 ha） 阿寺国有林 1093い・ろ・に～へ、1094、1095、1096ろ～ち、1097い、1098～1100、 1101い・ろ・に・ほ・イ、1102い～に・へ・と・ロ、1103ろ～へ、1104～1109、 1113へ、1124～1129、1130い、は～ぬ、1131、1132、1144～1161、1162ろ～へ、1165 い・は～へ、1166い・は・に、1167い・は～と、1168い・ろ・に～ぬ、1169～1203、1204 い・ろ・に～と・ロ、1205い～に林小班 東濃森林管理署（920.32 ha） 加子母裏木曽国有林 66～71林小班、付知裏木曽国有林 100～104、105い・ろ・に～と・ イ、106い～に・へ～よ、107～110、115～117、118い～に・へ～り、119～121林小班			
	保護林の区域			
	別紙の区域位置図のとおり			

<p>保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項</p>	<p>設定目的（対象となる野生生物名及びその現況）</p> <p>天然のヒノキ、サワラ等を含む温帯性針葉樹林は、世界的に希少といわれている。</p> <p>現存する温帯性針葉樹林をまとまりと連続性をもって、遺伝資源及び森林生態系を保存するとともに、人工林から天然林への誘導を通じて温帯性針葉樹林の復元を図るため、木曽地方（長野県内の木曽谷及び岐阜県内の裏木曽（加子母本谷、加子母裏木曽、付知裏木曽））の国有林を生物群集保護林に設定する。</p>
	<p>保護林再編に際し移行・統合等された旧林木遺伝資源保存林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤沢ヒノキ等遺伝資源保存林 81.10 ha 小川入国有林 83 い、84 い、86 い、87 い、89 い林小班（木曽谷森林計画区） 天然林のヒノキ、アスナロの天然林を遺伝資源として保存するため昭和 62 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 3 月 31 日廃止 ・名古屋ヒノキサワラ 10 林木遺伝資源保存林 44.16 ha 加子母裏木曽国有林 88 い林小班（木曽川森林計画区） 天然林のヒノキ、サワラを遺伝資源として保存するため平成 4 年 10 月 27 日設定、平成 28 年 4 月 1 日当該保護林へ移行
<p>保護・管理及び利用に関する事項</p>	<p>これまでの保護・管理事業等の経過</p> <p>本区域は、温帯性針葉樹林がまとまって自然度の高い状態を構成している木曽地方の森林を厳正に保存し、併せて、これらの間に存在する人工林等を天然林へ誘導することなどを目的として、中部森林管理局長が平成 26 年 4 月 1 日に設定した「森林生物多様性復元地域」（愛称「木曽悠久の森」）の区域の一部である。</p>
	<p>今後の保護・管理及び利用の方針</p> <p>温帯性針葉樹林への復元を図るための、保護林復元部会を設置することにより、適切に保護・管理を行っていく。この際、「木曽悠久の森」としての取組と調和を図る。</p>
<p>モニタリングの実施間隔及び留意事項</p>	<p>モニタリングの実施間隔は 5 年ごととする。</p> <p>調査プロットの位置と箇所数（2 箇所以上）は、保護林復元部会における検討を踏まえ決定する。</p> <p>なお、保護林におけるモニタリングの実施に当たっては、「木曽悠久の森」としてのモニタリングの実施内容等とあらかじめ調整する。</p>
<p>法令等に基づく指定概況</p>	<p>【保存地区】</p> <p>水源かん養保安林、鳥獣保護区、特別母樹林、裏木曽県立自然公園（普通地域）、木曽悠久の森（核心地域コア a）</p> <p>【保全利用地区】</p> <p>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、裏木曽県立自然公園（普通地域） 木曽悠久の森（核心地域コア b）、 助六風景林（平成 28 年度中解除予定見込）</p>

<p>その他留意事項</p>	<p>当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「木曾谷・裏木曾地域における希少野生動植物の分布状況調査報告書」(平成 25 年 3 月、中部森林管理局) ・「木曾地方の温帯性針葉樹林の保存・復元に向けた取組検討報告書」(平成 26 年 3 月、中部森林管理局) ・「平成 26 年度神通川、木曾谷及び飛騨川森林計画区保護林モニタリング調査報告書」(平成 27 年 3 月、中部森林管理局) ・保護林標識は今後設置する予定
	<p>当該保護林の名称変更・統合等に関する履歴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤沢ヒノキ等遺伝資源保存林 81.10 ha 小川入国有林 83 い、84 い、86 い、87 い、89 い林小班 木曾ヒノキ、アスナロの天然林を遺伝資源として保存するため昭和 62 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 3 月 31 日廃止 ・名古屋ヒノキサワラ 10 林木遺伝資源保存林 44.16 ha 加子母裏木曾国有林 88 い林小班 天然林のヒノキ、サワラを遺伝資源として保存するため、平成 4 年 10 月 27 日設定、平成 28 年 4 月 1 日に当該保護林へ移行 ・赤沢ヒノキ植物群落保護林 332.80 ha 小川入国有林 80 い、81 い・ろ、82 い、90 い、91 い、92 い・は、97 い・ろ・は・に、98 い・ろ・は、99 い、100 い・ろ・は 1・は 2・は 3、111 い、112 い、119 い、120 い・ろ、121 い林小班 人為が加わって成林した典型的な木曾ヒノキの森林生態系を保護するため、平成 5 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 4 月 1 日当該保護林へ一部移行(小川入国有林 111 い、112 い林小班以外は廃止) ・助六ヒノキ等植物群落保護林 29.36 ha 王滝国有林 2201 は、2202 い・ろ、2221 い林小班 木曾ヒノキ、サワラを主とし、地質や土壌の違いに基づく植生の違いを良く示す森林として保護するため平成 5 年 4 月 1 日設定、平成 28 年 4 月 1 日に当該保護林へ移行
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該保護林の区域内に点在する分収育林と分収造林の契約地については、それぞれの契約満了後に、当該保護林への編入を検討する。 ・当該保護林に隣接するレクリエーションの森等については、必要に応じて、地域関係者の意見等を踏まえつつ、当該保護林への編入を検討する。

木曾生物群集保護林位置図

別紙



凡例		
	木曾生物群集保護林「保存地区」	3,266.53ha
	木曾生物群集保護林「保全利用地区」	7,125.66ha
	木曾生物群集保護林 合計面積	10,392.19ha
	木曾悠久の森区域	16,579.27ha

木曽生物群集保護林設定後の検討体制（案）

保護林制度の枠組み

（長官通知「保護林制度の改正について」）

木曽悠久の森の枠組み

